

産業ファンド投資法人

第11 回投資主総会 決議結果の概要（ご参考）

（2026年10月23日開催）

1. 当該決議事項の内容

第1号議案 規約一部変更の件

「地球温暖化対策の推進に関する法律」の改正に伴う関連する規定の変更、一般社団法人投資信託協会と一般社団法人日本投資顧問業協会の合併及び一般社団法人資産運用業協会への名称変更に伴う関連する規定の変更、「投資法人の計算に関する規則」の改正に伴い提供計算書類等をウェブサイトに掲載することで投資主に提供することを可能とする規定の新設並びに本投資法人と投資主利益とのアラインメント強化及び1口当たり分配金（DPU）の成長へのインセンティブ確保による投資主価値の向上等を目的とした本投資法人の資産運用会社に対する資産運用報酬体系の変更等を内容とするものであります。

第2号議案 執行役員1名選任の件

本多邦美氏を執行役員に選任するものであります。

第3号議案 監督役員3名選任の件

宇佐美豊氏、大平興毅氏及び番匠史人氏の3名を監督役員に選任するものであります。

第4号議案 補欠執行役員2名選任の件

守津真麻氏及び宮崎英樹氏の2名を補欠執行役員に選任するものであります。

2. 決議事項に対する賛成及び反対の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	賛成率	決議結果
第1号議案	2,514,058	13,675	99.43%	可決
第2号議案	2,469,660	58,073	97.67%	可決
第3号議案 宇佐美豊	2,519,909	7,791	99.66%	可決
大平興毅	2,520,318	7,382	99.68%	可決
番匠史人	2,520,290	7,410	99.68%	可決
第4号議案 守津真麻	2,196,981	330,719	86.89%	可決
宮崎英樹	2,196,995	330,705	86.89%	可決

(注1) 本投資主総会における行使可能議決権総数は、2,528,461個になります。

なお、上記の「賛成数」は、本投資主総会前日までの事前行使分及び当日出席した投資主のうち各議案の賛否に関して賛成が確認できたもの、並びにみなし賛成(※)に関する規定の適用によって賛成とみなされた議決権の合計数を、「反対数」は、本投資主総会前日までの事前行使分及び当日出席した投資主のうち各議案の賛否に関して反対が確認できた議決権の合計数を記載しています。また、「賛成率」は、上記の「賛成数」を、行使可能議決権総数2,528,461個で除した数値の小数第3位を四捨五入して記載しています。

(※) 本投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律第93条第1項の規定に基づき、本投資法人の規約第41条におきまして「みなし賛成」に関する規定を定めております。

(注2) 第1号議案は、みなし賛成による出席を含め、発行済投資口の過半数の投資口を有する投資主が出席し、出席した当該投資主の議決権の3分の2以上の賛成をもって可決としています。

(注3) 第2号議案乃至第4号議案は、みなし賛成による出席を含め、出席した投資主の議決権の過半数の賛成をもって可決としています。

3. 本投資主総会に当日出席した投資主のうち、賛否を確認できていない議決権数の取扱いについて

本投資主総会前日までの事前行使分及び当日出席した投資主のうち賛否に関して確認できたもの、並びにみなし賛成に関する規定の適用によって賛成とみなされた議決権を合計したことにより、決議事項の可決が明らかになったため、本投資主総会当日出席の投資主の議決権数のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権の数は加算していません。

【ご参考：本投資法人現行規約抜粋】

第41条(みなし賛成)

1. 投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主は、その投資主総会に提出された議案(複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除く。)について賛成するものとみなす。
2. 前項の規定に基づき議案に賛成するものとみなした投資主の有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。
3. 前2項の規定は、以下の各事項に係る議案の決議には適用しない。
 - (1) 執行役員又は監督役員の解任
 - (2) 投資法人による資産運用委託契約の解約
 - (3) 解散
 - (4) 投資口の併合
 - (5) 本条を変更する内容の規約の変更

以 上